

中国における裁判手続のIT化と インターネット裁判所の最新事情

講師：^{ホウ} ^{ボツ} 彭勃氏（中国・深圳大学交換教員）

【日時】 2023年11月30日（木）17：00～18：30

【会場】 熊本学園大学 1号館 133教室 ※参加無料《Zoom同時配信》

【締切】 2023年11月28日（火） ※事前申し込み必要



〈学歴及び職歴〉

1994年 北京大学法学部 卒業
1996年 慶應義塾大学大学院 修士課程修了、修士号取得
2000年 一橋大学大学院 博士課程修了、博士号取得（国際法）
2008年 熊本学園大学に交換教員として在籍
2010年 深圳大学法学部 教授
2012年 マカオ科学技術大学、博士号取得（刑事法）
2016年～2017年 米国ワシントン大学 研究者として訪問
2021年～現在 深圳大学法学部教育法制研究所 所長

〈主な著作〉

- 『日本刑事訴訟法通論』中国政法大学出版社 2004年版
- 『英米法概論』北京大学出版社 2014年版
- 『欧州四国刑事弁護の経験』法律出版社 2010年版
- 『刑事証拠法』広東社会科学出版社 2012年版
- 『1984年英国警察と証拠法』厦門大学出版社 2018年版

〈内容の概要〉

中国ではここ10年あまり、2001年に民訴法、刑事訴訟法ともに改正され、電子送達、文書のファイル保管、電子メール等、訴訟記録の電子化が法律上認められている。また、2018年から、弁護士による訴訟は電子的に行うことが義務化されている。また、2018年にeコマースやネット上の知財事件などを専属裁判所として、北京、広州と杭州にインターネット裁判所を新設し、司法がネット社会に対応して積極的に取り込む姿勢が見られる。ここまでのオンライン化の流れや今後の展望などについてお伝えします。

〈講演内容の主なテーマ〉

1. 裁判手続のIT化とは何か？
2. 中国におけるインターネット裁判所を設立の経緯
3. 裁判オンライン化の表と裏
4. 今後の展望

【申込方法】 氏名（フリガナ）、携帯番号、メールアドレス、参加方式（対面式もしくはZOOM）を明記のうえ sankei@kumagaku.ac.jp までメールにてお申し込みください。

【ZOOMでの参加者】 参加用URLは、開催前日までにメールにてご連絡いたします。

※「Zoom」の使用法・操作法などのテクニカルサポートは行いませんのでご了承ください。

※講演会の録画、録音、撮影は固くお断りいたします。

※申し込みいただいた個人情報は、当研究会の運営管理、今後の当研究所からの案内発送の目的にのみ使用させていただきます。